

健康増進法が改正され、受動喫煙防止義務が強化されます。

今年 7 月から学校や病院、社会福祉施設、行政庁舎などが全面禁煙となり、敷地内を禁煙として管理することが義務付けられています。

来年 4 月 1 日から事務所・工場など複数の労働者が働く施設も屋内は原則禁煙となります。例外として喫煙専用室を設ける事業者は喫煙室内でのみ喫煙可とする管理が義務付けられました。

受動喫煙を防止する必要性は、次のタバコ煙の有害性と微小性の 5 つの問題です。

- ① タバコ煙にはホルムアルデヒドなど約 70 種類の発がん性物質をはじめ、数千種類の化学物質が粒子やガスとして含まれる有害物です。日本人のリスク要因別の関連死亡者数の第 1 位は喫煙であり、毎年 13 万人が喫煙により循環器疾患やがんに罹患し、死亡しています。
- ② タバコ煙は直径 0.4~1 μm の微粒子で、粒子が小さいため上気道の粘液線毛や粘膜上皮で除去されず、肺の最深部(肺胞)まで到達して炎症を起こし、全身の血管に作用して、脳卒中や心筋梗塞のリスクも高めます。喫煙による早死の内訳は、がん、心筋梗塞や脳卒中と慢性閉塞性肺疾患(COPD)です。
- ③ タバコ煙の粒子が小さいため、間仕切りをしても部屋を替えても漏出を防げず、喫煙室や空気清浄機では、タバコ煙の漏れを防止できません。喫煙室のドアのフイコ作用で煙が押し出される、退出する喫煙者の身体の動きに伴って煙が持ち出される、肺に充満したタバコ煙が禁煙区域で吐き出されるため、受動喫煙を完全に防止するには建物内の全面禁煙化が必要です。
- ④ さらに喫煙後の喫煙者の衣服に付いた有害物質がその後 45 分間も漏出し、喫煙者がいなくなっても、汚染空気が残存するし、有害物質が付着する壁紙やカーテンからも漏出が続くことがわかりました。
- ⑤ 喫煙者とは距離を保ち、車内やエレベータ内などの狭い空間で一緒にならないように注意をすることはできますが、喫煙室や空気清浄機が増え、タバコの有害物が残留する中でこれを清掃洗浄しなければならない従業員の職業的な受動喫煙は深刻な問題です。

受動喫煙防止対策も当初は禁煙タイムなどの時間分煙、喫煙コーナーや喫煙席の区分といったことから始まり、徐々に独立した喫煙室が増えてきました。ところが、タバコ煙の微小性による漏出拡散が明らかになり、国際的にも「屋内は分煙でなく、完全に禁煙として、汚染物質であるタバコ煙を除去すること。」と「法律によりすべての人に完全禁煙を保証すること」が求められています。

今回の健康増進法改正で、事務所、工場、ホテル・旅館、飲食店等の事業所は、屋内を原則禁煙とし、喫煙専用室内でのみ喫煙可として次のように管理することが義務付けられました。屋内に喫煙専用室を設ける場合は、次の事項を遵守することが求められています。義務違反には、50万円の過料が科される場合もあります。

- ① 喫煙専用室出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m 毎秒以上であること。
- ② たばこの煙が喫煙専用室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
- ③ 喫煙専用室のたばこの煙が屋外に排気されていること。
- ④ 喫煙禁止場所に灰皿等の喫煙器具、設備等を設置しないこと。
- ⑤ 20 歳未満の者(従業員を含む)を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととする。
- ⑥ 従業員の募集を行う者は、どのような受動喫煙対策を講じているかを、募集や求人申込の際に明示すること。



Q:工場の送迎バスやトラックなど車輛は、第二種施設の2人以上の者が同時に、又は入れ替わり利用する施設に該当しますか。バス内で喫煙する人はいませんが、運転席横に車用灰皿がありますが誰も使っていません。小物入れになっていますが、そのままにしておくとは違法ですか。

A:社用車、トラックについては第二種施設には該当せず、法律上は規制対象外です。(喫煙時には周囲に配慮する必要があります。また、社内ルールで禁煙と定めることは差し支えありません。)送迎バスについては旅客運送事業として許可を受けて行っている場合は第二種施設となるため、灰皿等の撤去が必要ですが、社用バスで社員を無償で送迎している等といった運送事業許可がいないものについては上記と同様に規制対象外となります。なお、余談ですが、規制対象外となる車内であっても、第一種施設の敷地内に駐車中は車内での喫煙は禁止となりますのでご注意ください。